

# 等の税率を改正

国保では、皆さんが納めている保険税を主な財源として、病気やケガをしたときの治療費や薬代といった医療費など、さまざまな給付をおこなっています。

国保税は、その年の医療費がどのくらいになるか予測した上で税率を決定します。つまり、医療費の多い市町村ほど高く、逆に医療費の少ない市町村は低くなります。

一世帯あたりの国保税の計算方法は、前年の総所得額から算出する「所得割額」、土地や家屋などの固定資産税額から算出する「資産割額」、被保険者(国保に加入している人)の人数によって計算する「均等割額」、さらに1世帯あたり一律の金額で課税される「平等割額」の4つを合計するものです。

平成16年度の国保税の税率は、医療分で所得割額・資産割額を据え置きに、平等割額を600円、均等割額を200円それぞれ引き下げました。

また、40歳から64歳までの被保険者がいる世帯に課税される介護分は、介護保険制度の利用者増加により介護給付費納付金が増額となったため、止むなく所得割額を0.26%、資産割額を1.28%、平等割額を800円、均等割額を900円をそれぞれ引き上げることとなりました。この介護分は介護納付金として国保税の中で医療分と合わせて納めることとなります。

一人ひとりが自分の健康を意識し、守ることが、医療費を抑制することになり、その結果が国保税を引き下げることに繋がります。

## 平成15年度小野町の1人当たりの医療費と郡内平均との比較

		小 野 町	郡 内 平 均	比 較
一 般 被 保 険 者	平成15年度	196,064円	193,419円	2,645円
	平成14年度	174,504円	177,667円	△ 3,163円
	比 較	21,560円	15,752円	5,808円
退 職 被 保 険 者	平成15年度	394,505円	360,469円	34,036円
	平成14年度	321,378円	327,558円	△ 6,180円
	比 較	73,127円	32,911円	40,216円
国 保 老 人 受 給 者	平成15年度	666,733円	635,592円	31,141円
	平成14年度	656,820円	620,242円	36,578円
	比 較	9,913円	15,350円	△ 5,437円
全 体	平成15年度	340,119円	327,866円	12,253円
	平成14年度	323,107円	314,115円	8,992円
	比 較	17,012円	13,751円	3,261円

## 平成16年度小野町の国保税(医療分と介護分)と郡内平均との比較

		小 野 町	郡 内 平 均	比 較	
1人あたりの国保税	医 療 分	平成16年度	54,413円	60,855円	△ 6,442円
		平成15年度	55,361円	59,813円	△ 4,452円
		比 較	△ 948円	1,042円	△ 1,990円
	介 護 分	平成16年度	20,756円	20,519円	237円
		平成15年度	17,914円	16,788円	1,126円
		比 較	2,842円	3,731円	△ 889円